

子育て女性の再就職支援のシンボルマークの使用規程

(趣旨)

第1条

この規程は、マザーズハローワーク及び子育て女性の再就職支援を実施する関係機関が子育て女性の再就職支援のシンボルマークを使用する場合の取り扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用者の範囲及び使用制限)

第2条

マザーズハローワーク事業を実施するマザーズハローワーク及びマザーズハローワーク事業実施運営要領に規定する子育て女性就職支援ネットワークに参加する関係機関(※)は広く媒体にシンボルマークを使用することができる。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合を除く。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の個人又は団体による売名に利用しようとする場合。
- (4) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合。
- (5) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用されるおそれがある場合。
- (6) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

※ マザーズハローワーク事業実施運営要領に規定する子育て女性就職支援ネットワークに参加する関係機関とは、労働局(職業安定部、雇用均等室)、地方公共団体、(財)21世紀職業財団、事業主団体等であって、マザーズハローワーク事業を効果的・効率的に推進するために、具体的な連携を図る機関をいう。

(使用の中止等)

第3条

シンボルマークの使用に関し、前条各号に該当すると認められるときは、その使用を差し止め、または中止することができる。

(使用料)

第4条

シンボルマークの使用料については、無料とする。

(シンボルマークに関わる権利)

第5条

シンボルマークに関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

(規程の改定)

第6条

本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第7条

本規程は、平成18年6月2日から施行する。